

一般社団法人こころスマイルプロジェクト 定款

平成 24 年 11 月 20 日 作成

平成 24 年 11 月 日 公証人認証

平成 24 年 11 月 日 法人設立

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人こころスマイルプロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災における被災者支援を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) メンタルヘルスサポートに関する療養施設の運営
- (2) メンタルヘルスサポートに関するカウンセリング及びセラピーの提供
- (3) メンタルヘルスサポートに関する教育・研修
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (7) 介護予防事業、介護予防給付事業
- (8) 介護予防に関する教育・研修
- (9) 介護用品及び介護機器の販売
- (10) 被災児童の支援に関する事業
- (11) 在宅被災者の見守り支援に関する事業
- (12) 在宅被災者のコミュニティ再興支援に関する事業
- (13) 女性の就労及び起業支援に関する事業
- (14) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員として入社しようとする者は、当法人所定の様式により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第6条 社員は、当法人所定の様式により届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第8条 社員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が個人の場合は、死亡し又は失踪宣告を受けたとき、若しくは成年被

後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 当該社員が法人の場合は、解散したとき。

(4) 退社したとき。

(5) 除名されたとき。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の二種とする。

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に都度開催する。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使

を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より一週間前までに各社員に対して発する。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を明示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理事

(理事の設置)

第18条 当法人に、理事1名以上を置く。

- 2 理事のうちから、代表理事を1名定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(業務執行)

第20条 当法人の業務は、理事の過半数をもって決定し、代表理事がこれを執行する。

(任期)

第21条 理事（代表理事を含む）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとする。

(解任)

第22条 理事（代表理事を含む）は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第23条 理事（代表理事を含む）の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人か

ら受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の設立初年の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 志村 知穂

設立時理事 岩田 清治

設立時理事 大淵 修一

設立時代表理事 志村 知穂

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

志村 知穂

宮城県石巻市大街道南五丁目8番24号

細谷 賢一

宮城県名取市上余田字千刈田574番地の2

石川 聡

宮城県名取市ゆりが丘三丁目18番地の38

以上、一般社団法人こころスマイルプロジェクト設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 11月 20日

設立時社員 志村 知穂 印

設立時社員 細谷 賢一 印

設立時社員 石川 聡 印